

二宮町老人ホーム入所判定委員会の比較表

条例 (後)	要綱 (前)
<p><u>二宮町老人ホーム入所判定委員会条例 (案)</u></p> <p><u>(趣旨及び設置)</u></p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置の要否を判定するため、二宮町老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 <u>（河野事務）</u></p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉法第11条第1項に規定する措置の要否の判定に関すること。 (2) 同条第1号で指置された老人ホーム入所者の措置変更の要否に関すること。 (3) その他必要とする事項に関すること。 <p><u>（組織等）</u></p> <p>第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町長が指名する医師 (2) 養護老人ホーム等の施設長 (3) 民生委員児童委員連絡協議会 (4) 健康福祉部長 <p><u>（委員長）</u></p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を總理し、委員会の會議の議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p><u>（会議）</u></p> <p>第5条 委員会の會議は、必要に応じ委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、會議を開催することができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会において、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求める、その意見を聴くことができる。</p>	<p><u>二宮町老人ホーム入所判定委員会設置要綱</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置の要否を判定するため、二宮町老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 <u>（河野事務）</u></p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉法第11条第1項に規定する措置の要否の判定に関すること。 (2) 同条第1号で指置された老人ホーム入所者の措置変更の要否に関すること。 (3) その他必要とする事項。 <p><u>（委員）</u></p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町長が指名する医師 (2) 養護老人ホーム等の施設長 (3) 民生委員児童委員連絡協議会 (4) 健康福祉部長 <p><u>（委員長等）</u></p> <p>第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を總理し、委員会の會議の議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p><u>（会議）</u></p> <p>第5条 委員会の會議は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、會議を開催することができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会において、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求める、その意見を聴くことができる。</p>

条例 (後)	要綱 (前)
4 委員会において、特に必要があると認められるとときは、委員以外の者の出席を求める、その意見を聞くことができる。 <u>(守秘義務)</u> 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 <u>(庶務)</u> 第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。 <u>(委任)</u> 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。	(持ち回りの方法による表決) 第6条 委員長が特に必要と認めたときは、持ち回りの方法により表決を求める、委員の過半数が参加する場合に限り、会議の議決に代えることができる。 2 前条第3項の規定は、持ち回りの方法による表決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「参加した委員」と読み替えるものとする。 <u>(庶務)</u> 第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。 <u>(委任)</u> 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。
	<u>附 则</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。 <u>(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一時改正)</u> 2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。 別表第1介護保険運営協議会委員の項の次に次のようになれる。 老人ホーム入所判定委員会委員 老人ホーム入所判定委員会委員 〃 6,200円
	<u>附 则</u> この要綱は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 <u>附 则</u> この要綱は、平成28年4月1日から適用する。 <u>附 则</u> この要綱は、平成30年4月1日から適用する。